

令和 年 月 日

## 認知症対応型共同生活介護重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(土庄町指定 第3771200296号)

当事業所（以下「ホーム」という。）はご契約者に対して認知症対応型共同生活介護サービス（以下「介護サービス」という。）を提供します。ホームの概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当ホームの入居は原則として要介護認定の結果「要支援2」もしくは「要介護」と認定され、かつ認知症の状態である方が対象となります。

### ◆◆◆目次◆◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 介護サービスについての相談窓口	2
4. ホームの概要	2
5. 介護サービスの内容	3
6. 料金	4
7. 入退居手続き	6
8. 運営方針	7
9. ホーム利用の留意事項	7
10. 緊急時の体制	7
11. 非常災害対策	8
12. サービスの第三者評価の実施状況	8
13. サービスについての苦情等	8

#### 1. 事業者

- |           |                    |
|-----------|--------------------|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人 サンシャイン会     |
| (2) 法人所在地 | 香川県小豆郡小豆島町蒲生甲350番地 |
| (3) 電話番号  | 0879-75-2187       |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 川西 基雄          |
| (5) 設立年月  | 昭和53年 9月14日        |

#### 2. 事業所の概要

- |            |              |
|------------|--------------|
| (1) 事業所の種類 | 認知症対応型共同生活介護 |
|------------|--------------|

- (2) 事業所の名称 グループホーム 北のおひさま  
 (3) 事業所の所在地 香川県小豆郡土庄町屋形崎空開甲969番地  
 (4) 電話番号 0879-65-2100  
 (5) 管理責任者 理事長 川西 基雄  
 (6) 管理者 金田彰宣 中谷美紀  
 (7) 開設年月 平成17年 4月 1日  
 (8) 入所定員 18名

3 介護サービスについての相談窓口

電話 0879-65-2100  
 8:30~17:30  
 担当 金田 彰宣

※ご不明の点は、何でもご遠慮なくご相談下さい。

4 ホームの概要

(1) 当ホームの内容等

介護保険事業者番号	土庄町指定 第3771200296号
事業者名	社会福祉法人 サンシャイン会
所在地	香川県小豆郡土庄町屋形崎空開甲969番地

(2) ホームの職員体制

第1ユニット(うみ)

	資格	常勤	非常勤
管理者	介護福祉士	1	
計画作成者	介護支援専門員	(管理者兼務)	
介護職員等	介護支援専門員		1
〃	介護福祉士		3
〃	実務者研修終了		
〃	初任者研修終了	2	2

第2ユニット(やま)

	資格	常勤	非常勤
管理者	介護福祉士	1	
計画作成者	介護支援専門員	(管理者兼務)	
介護職員等	介護福祉士	1	4
	実務者研修終了		
〃	初任者研修終了	1	1

(3) 設備の概要

- ① 建物構造 鉄筋コンクリート造り・鉄骨造り 2階建て  
 面積 延べ986.40㎡  
 地下259.73㎡

	1階726.67㎡
② 居室の数と面積	18室(14.913㎡~16.177㎡)
③ トイレの数	9室
④ 風呂の数と種類	2室 個浴
⑤ 台所	2室
⑥ 食堂・居間	2室
⑦ 洗濯室	2室

## 5 介護サービスの内容

### (1) 食事

- ① 献立作りや食材選びを利用者と一緒に行い、買い物や調理も可能な限り利用者と職員が共同で行います。
- ② 献立には季節感を感じるものや昔なつかしいもの等を取り入れます。
- ③ 個々の身体状況や健康状態にあわせた調理方法を選択し盛りつけにも工夫します。
- ④ 職員も利用者と一緒を楽しみながら食事をし、食べ方の混乱や食べこぼし等に対してもさりげなくサポートいたします。
- ⑤ 家庭的な陶器製の食器を使うことを基本とし、茶碗や湯飲み、コーヒーカップ、箸等は利用者の使い慣れた物を持ってきていただきます。
- ⑥ 季節に応じた漬け物や梅干し作りなどを行います。

### (2) 食事時間

特に定めませんが、概ね次のスケジュールを基本とします。

朝食 7時30分より

昼食 11時30分より

夕食 17時30分より

### (3) 排泄

- ① 個々の排尿、排便のチェックを行い、排泄リズムを把握します。
- ② 排泄の誘導や介助、失禁の対応はプライバシーに配慮しながら行います。

### (4) 入浴

- ① 入居者一人ひとりの希望にあわせて寛いだ入浴ができるように支援します。  
(時間・長さ・回数等)

### (5) 整容

- ① 入居者一人ひとりの希望にあわせて理美容院の利用を支援します。  
(カット・パーマ・染め・セット等)
- ② 乱れ・汚れ等に対しプライドを大切にし、さりげなくカバーします。

### (6) その他

入居者の次のような日常生活を支援します。

- ① 洗濯物を干し、乾いたら取り込んでたたみ、持ち主に返す。
- ② 畑で野菜作りを行い、収穫の楽しみを味わう。
- ③ ボランティア活動を通して地域との関わりを増やす。
- ② 小動物を飼うことで、心身を癒す。

## 6 料金

### (1) サービス料金（介護保険の給付対象）

ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護給付費額を除いた金額（1割、2割又は3割）をお支払いいただきます。

状態区分	日額（1割）	月額（1割）
要支援2	749円	22,470円
要介護1	753円	22,590円
要介護2	788円	23,640円
要介護3	812円	24,360円
要介護4	828円	24,840円
要介護5	845円	25,350円

※介護保険法改正により変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

### 加算

加算種類	自己負担（1日）
初期加算 （入居後30日間と30日を越える入院後に再び入居の場合）	30円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6円
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3円
若年性認知症受入加算（該当者のみ）	120円
退居時相談援助加算（1回のみ）	400円
退居時情報提供加算（入院時につき1回）	250円
入院時費用	246円
（3ヶ月以内の退院が見込まれる時、1ヶ月6日間、最大で12日間）	
介護職員等処遇改善加算（月の実総単位数×18.6%（月により変動））	

- ① サービス提供体制強化加算は（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）どちらかになります。
- ② 退居後も入居者の家族や入院先の医療機関等との連携、情報の共有の観点から事業所が入院する医療機関等に入居者の状況を尋ねたときに、医療機関等が事業所に対して入居者の状態を伝えることがあります。

### (2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の金額がご契約者の負担となります。

#### [基本料金]

	日 額	月 額
居 住 費	1,500円	45,000円
食 材 費	1,445円	※43,350円
光 熱 費	200円	6,000円
共 益 費	167円	5,000円

※食材費の月額、1ヶ月30日として計算しています。

- ① 月の途中で入居した場合は、基本料金すべてを日割り計算とします。
- ② 退居を希望する場合は、1ヶ月前までにその意思を事業者に出して下さい。  
申し出が1ヶ月に満たない場合、食材費は日割り計算としますが、居住費・光熱費・共益費は1ヶ月分いただきます。ただし、当法人内の施設へ入所する場合はこの限りではありません。
- ③入院もしくは外泊された場合、食材費のみ日割り計算とし、居住費・光熱費・共益費は1ヶ月分いただきます。  
ただし、食事が不要な場合は、7日前までにお申し出ください。食材発注の都合上、7日前までに申し出があった場合には、食材費は減免されます。

[基本料金以外の必要と思われる費用]

- ① 理美容、オムツ、特別な行事・飲食、クリーニング代等日常生活において利用者に必要な費用
- ② 入退居時の荷物搬送代
- ③ クラブ活動の原材料費
- ④ インフルエンザ予防接種費用・・・実費の半額をご負担いただきます。(半額はホーム負担)

前記の料金・費用は1ヶ月ごとに計算しご請求しますので、翌月15日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

ア. 下記指定口座への振り込み

**百十四銀行 土庄支店**

普通預金 口座番号 0641952  
口座名義 社会福祉法人サンシャイン会  
理事長 川西 基雄

**香川県農業協同組合 池田支所**

普通預金 口座番号 0006764  
口座名義 社会福祉法人サンシャイン会  
理事長 川西 基雄

**郵便局**

記号番号 16360 14441101  
口座名義 社会福祉法人サンシャイン会  
理事長 川西 基雄

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：前記ア記載の金融機関および口座番号

※事故防止のため、原則として現金授受はいたしていません。

## 7 入退居手続き

### (1) 入居手続き

問い合わせ ◇事前に訪問希望手続きをしてください。

↓

入居確認 ◇要介護区分が「要支援2～要介護5」の方が対象です。

↓

面接 ◇ご家族または保証人と同伴にてご来所ください。

↓

※担当者が面接ならびに概況調査をいたします。

ご来所時に下記の必要書類をお渡しします。添付書類を一緒にご準備ください。

① 入居申込書（指定書類）

② 健康診断書（指定書類）

③ 収入申告書（指定書類）

※添付書類として次のものがが必要です。

所得証明書または課税証明書（役場でもらえます）

年金証書のコピー

↓

入居待機 ◇上記の書類すべて提出していただいた時点で、入居待機となります。

↓

入居決定 ◇再度面接を行います。

※入居日の調整、入居にあたっての説明をいたします。

◇入居日に保証人同伴にて下記のものをご持参ください。

① 後期高齢者医療被保険者証

② 介護保険被保険者証

③ お薬手帳

④ 印鑑（本人印・保証人印）

※重要事項の説明後、入居契約を交わします。

### (2) 退居手続き

① 所持品は、個人の整理ボックス及びダンボール箱に整理して収納します。

② ご家族に連絡し、所持品の引き渡し日の調整を行います。

（当日は印鑑をご持参ください）

③ 受け取りに関する誓約書をいただきます。

④ 居室の原状回復をしていただきます。

## 8 運営方針

### 社会福祉法人サンシャイン会基本理念

自助・互助・共助・公助、4つのバランスの取れた福祉・地域共生社会の実現を目指します。

地域社会の中で生きるサービスを提供し、地域の可能性を創出します。

### グループホーム「北のおひさま」の目的

要介護認定の結果、要支援2以上と認定された認知症高齢者を受け入れ、家庭的な環境のもとで、一人ひとりが日常生活を営むことができるよう各種サービスを提供することを目的としています。

### グループホーム「北のおひさま」の方針

少人数の家庭的な雰囲気の中で、家族・地域社会との関係を保ち、その人らしく自立した生活ができるような環境作りを行います。

## 9 ホーム利用の留意事項

### (1) 持ち込みの制限

入居にあたっては、日頃使い慣れた家具、寝具や食器・日用品等をお持ち込みいただけます。ただし、以下のもの以外は原則として持ち込むことはできません。

電熱線等を使った調理器具等で火災の発生の可能性があるもの

### (2) 面会

面会時間 特に定めませんが、良識の範囲でお願いします。

来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

なお、来訪される場合、生もの等の食べ物で、食中毒の恐れのある物の持ち込みはご遠慮下さい。

### (3) 外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出てください。

但し、外泊については、1ヶ月につき連続して7泊、複数の月をまたがる場合には連続して12泊以内とさせていただきます。

### (4) 金銭管理

① ホームでは、原則現金のお預かりは致しません。

② 補充商品の購入は領収書（レシート）を添付し、利用料金と一緒に請求いたします。

## 10 緊急時の体制

サービス提供中に事故が発生した場合、速やかにご家族、関係機関に連絡いたします。

また、サービス提供者の責めに帰すべき事由により、損害を及ぼした場合は、速やかに障害を賠償します。

ホームでは、夜間帯において各ユニットに職員が1名になる時間帯がありますのでご利用者の安全と事故予防、事故の早期発見を目的としリビング共用部分にネットワークカメラの設置をしています。なお、録画された映像は「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、目的以外の使用は致しません。

### 1.1 非常災害対策

防火訓練、避難訓練を定期的に行います。

万一災害が発生した場合は、関係機関への連絡、非常災害連絡網による職員動員等により利用者の生命、財産の安全確保に努めます。

### 1.2 サービスの第三者評価の実施状況

【実施の有無】	有
【実施年月日】	令和7年3月25日
【評価機関】	運営推進会議を活用した外部評価
【評価結果】	情報の公表及び事業所掲示

### 1.3 サービスについての苦情等

当事業所は、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を下記のとおり設置し、苦情解決に努めます。

- (1) 苦情解決責任者 川西 基雄（理事長）
- (2) 苦情受付担当者 金田 彰宣（課長、管理者、介護支援専門員）  
電話番号 0879-65-2100
- (3) 第三者委員 三 木 功（小豆島町社会福祉協議会会長  
電話番号 0879-75-0052）  
谷 本 広 志（サンシャイン会 評議員  
電話番号 0879-75-0832）

#### (4) 苦情解決の方法

- ① 苦情の受付  
↓
- ② 苦情受け付けの報告・確認  
↓
- ③ 苦情解決のための話し合い
  - イ 第三者委員による苦情内容の確認
  - ロ 第三者委員による解決策の調整、助言
  - ハ 話し合いの結果や改善事項等の確認
- ④ 当ホームで解決できない苦情は「香川県運営適正化委員会」  
（相談専用電話087-861-1300）へ申し立てることができます。
- ⑤ 市町村から求めがあった場合には、苦情の改善内容を市町村へ報告致します。

(5) 行政機関その他苦情受け付け機関

土庄町役場福祉課(香川県小豆郡土庄町甲559-2)

電話番号 0879-62-7002

香川県運営適正化委員会(香川県高松市番町1丁目10-35)

香川県社会福祉総合センター5F

香川県社会福祉協議会内

電話番号 087-861-1300

令和 年 月 日

認知症対応型共同生活介護の利用にあたり、契約書及び本書面で重要な事項の説明を行いました。

説明者	事業所名	グループホーム北のおひさま
	職名	課長、管理者、介護支援専門員
	氏名	金田 彰宣 印

私は、本書面に基づいて事業者から説明を受け、認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所

氏名 印

利用者代理人 住所

氏名 印

続柄

この重要事項説明書は、厚生労働省令第39号第8条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。